

# 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則

平成24年12月27日

山梨県規則第43号

改正 平成25年2月22日

山梨県規則第1号

改正 平成27年3月25日

山梨県規則第10号

改正 平成30年9月28日

山梨県規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成24年山梨県条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出の対象となる水源地域内の土地)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める土地は、木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野若しくは保安林又は田若しくは畑であるものとする。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の農地に該当するものを除く。

2 条例第2条第3号の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、賃借権及び使用貸借による権利とする。

(揚水設備の設置の届出)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、第1号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

2 条例第8条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所の名称及び所在地

(2) 揚水設備の口径及び深さ

(3) 揚水機の種類及び最大吐出量

(4) 揚水機（吐出口の断面積が50平方センチメートルを超えるものに限る。次項第3号において同じ。）により採取する地下水の水量を測定するための機器の種類

(5) 揚水設備の設置の工事に着手する日

(6) 地下水の採取を開始する日

(7) 各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。第10条第2項において同じ。）において地下水を採取する期間

(8) 採取する地下水の水量の算出根拠

(9) 揚水設備を管理する責任を有する者の氏名及び役職名

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 3 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所の位置を示す図面
  - (2) 揚水設備及び揚水機の構造図
  - (3) 揚水機により採取する地下水の水量を測定するための機器を設置する位置を示す図面
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 4 第1項の届出書及び前項の書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(揚水設備等の変更の届出)

第4条 条例第11条第1項の規定による届出は、第2号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

- 2 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更は、条例第8条第1項第5号に掲げる事項の変更で当該変更後の水量が同項の規定による届出に係る水量を超えないものとする。
- 3 条例第11条第3項の規定による届出は、条例第8条第1項第1号に掲げる事項又は同項第7号に掲げる事項(前条第2項第1号及び第9号に掲げる事項に限る。)の変更に係るものにあつては第3号様式による届出書を、条例第8条第1項第7号に掲げる事項(前条第2項第1号及び第9号に掲げる事項を除く。)の変更に係るものにあつては第2号様式による届出書をそれぞれ知事に提出してするものとする。

(完了届)

第5条 条例第12条の規定による届出は、第4号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

(承継の届出)

第6条 条例第13条第3項の規定による届出は、第5号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

(廃止の届出)

第7条 条例第14条の規定による届出は、第6号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

(立入検査の身分証明書)

第8条 条例第17条第2項の身分を示す証明書は、第7号様式によるものとする。

(地下水の<sup>かん</sup>涵養に関する計画)

第9条 条例第18条第2項の規定による地下水の<sup>かん</sup>涵養に関する計画(条例附則第1項ただし書に規定する日において現に存する揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメー

トルを超える揚水設備（工事中のものを含む。附則第2項において同じ。）により採取する地下水の水量のみに基づいて作成されるものを除く。）の提出は、当該計画に係る揚水設備による地下水の採取を開始する前に、第8号様式による計画書を知事に提出してするものとする。

- 2 条例第18条第3項の規定による変更後の計画の提出は、当該計画の変更後、遅滞なく、第8号様式による計画書を知事に提出してするものとする。

（採取した地下水の水量の報告）

第10条 条例第19条第1項に規定する記録は、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

- （1）地下水を採取した期間
- （2）採取した地下水の水量

- 2 条例第19条第2項の規定による報告は、各年度について第9号様式による報告書を翌年度の6月末日までに提出してするものとする。

（水源地域の指定等の案の告示）

第11条 条例第21条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項を県公報に登載して行うものとする。

- （1）水源地域（その区域の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分）に含まれる土地
- （2）水源地域の指定又はその区域の変更の案の縦覧の場所、期間及び時間
- （3）条例第21条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する意見書（次条において「意見書」という。）を提出する場合の提出先及び提出期限

（水源地域の指定等に係る意見書の提出）

第12条 意見書の提出は、所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添付した第10号様式による意見書を知事に提出してするものとする。

（水源地域の指定等に係る意見の聴取）

第13条 知事は、条例第21条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（以下この条において「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、その期日の10日前までに、条例第21条第4項の規定により縦覧に供された案について異議のある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面で通知するものとする。

- 2 意見の聴取は、知事が指名する職員が主宰する。
- 3 意見の聴取は、公開により行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（所有権移転等の事前届出）

第14条 条例第22条第1項又は第3項の規定による届出は、第11号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第22条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び利用の現況
- (2) 契約の当事者が行う主たる事業が属する業種

4 条例第22条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合

- イ 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人
- ロ 独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）に規定する独立行政法人森林総合研究所
- ハ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

(2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合

(3) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合

（立入調査の身分証明書）

第15条 条例第26条第2項の身分を示す証明書は、第12号様式によるものとする。

（市町村の条例との関係）

第16条 条例第27条第2項の規定により規則で定める条例の規定を適用しないこととする市町村の区域は、別表の上欄に掲げる市町村の区域とし、同項の規定により規則で定める当該市町村の区域において適用しないこととする条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる条例の規定とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 条例第18条第2項の規定による地下水の涵養に関する計画（条例附則第1項ただし書に規定する日において現に存する揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備により採取する地下水の水量のみに基づいて作成されるものに限る。）の提出は、同日から起算して5年以内に、第8号様式による計画書を知事に提出してするものとする。

- 3 条例附則第2項の規定による届出は、第13号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

附 則(平成25年規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 (第16条関係)

市町村の区域	条例の規定
富士吉田市	条例第8条から第15条まで、第19条、第30条及び第31条第2号並びに条例附則第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで
都留市	条例第8条から第15条まで、第19条、第30条及び第31条第2号
北杜市	条例第8条から第15条まで、第19条第1項及び第30条並びに条例附則第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで
笛吹市	条例第8条から第15条まで、第19条第1項及び第30条並びに条例附則第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで
中央市	条例第8条から第15条まで、第19条、第30条及び第31条第2号並びに条例附則第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで
昭和町	条例第8条から第15条まで、第19条、第30条及び第31条第2号並びに条例附則第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで
忍野村	条例第8条から第15条まで、第19条第1項及び第30条並びに条例附則第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで
山中湖村	条例第8条から第15条まで、第19条、第30条及び第31条第2号

鳴沢村	条例第8条から第15条まで、第19条、第30条及び第31条第2号並びに条例附則第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで
富士河口湖町	条例第8条から第15条まで及び第30条並びに条例附則第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで